様式第１号の６（第７条関係）

※特区民泊の経営事業の申請予定者の方は、この申立が必要です。

補助金の交付要件に関する申立書

大阪府知事　様

　大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、大阪府特区民泊施設の環境整備促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）にかかる補助金の交付申請を行うにあたり、下記の事項について、何ら異議の申し立てを行いません。

記

（補助金の交付にあたっての要件）

国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１３条第１項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「経営事業」という。）に係る特定認定の申請予定者（要綱第３条第１項第２号に規定する認定予定者）に対する補助金の交付については、次のとおりとする。

（１）申請予定者については、補助金の交付決定後、必ず経営事業に係る特定認定を受けることとし、補助金の交付は、特定認定を受けた後に交付するものとする。

（２）補助金の交付決定の日の属する年度内に特定認定が困難と見込まれる場合は、申請予定者は、速やかに補助金の交付申請の取り下げを行うものとする。

　　　年　　　月　　　日

申請者住所（法人の場合、本店所在地）

|  |
| --- |
|  |

氏名（法人の場合は商号（名称）及び代表者）

|  |
| --- |
|  |